

公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令（概要）

令和元年 5 月
自治行政局選挙部選挙課

1 趣旨・改正の概要

- 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第15号）による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の改正により、投票管理者について交替制が可能となる。
- 本改正は、上記の公職選挙法施行令の改正に伴い、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和23年総理府令第29号）、在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則（平成14年総務省令第9号）に規定する投票録の様式等について所要の改正を行うものである。

2 スケジュール

公布日 令和元年5月31日
施行日 令和元年6月 1日